

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定によつて、三原市
泉北土地改良区の解散を令和元年五月十六日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算し
て六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することがで
きる。

令和元年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦